

定款施行細則 一般社団法人日本在宅血液透析学会 評議員選出規程

この規程は、一般社団法人日本在宅血液透析学会（以下、「この法人」という。）の定款第6章に定める評議員の選出に関し、必要な事項を定める。

（選出）

第1条 評議員は原則的に定款第6条に定める正会員あるいは施設会員代表者の中から選出する。原則として本学会に関連のある領域において、活発な活動実績のある者の中から選任する。

2. 評議員候補者は、次期年度内に満70歳を超えない者とする。
3. 本学会員ではないが、本学会と関連ある領域において秀でた功績を有するもので、特に本学会に有益であると認められる場合は上記の限りではない。

（任期及び改選）

第2条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

（選出方法等）

第3条 評議員は、理事会により選出される。

2. 評議員になることを希望する者は、公示に従って、所定の申請書類を理事会に提出する。
3. 学会事務局は、評議員候補者名簿を作成し理事会審議を依頼する。
4. 理事会は、当該年度の初回の理事会において評議員を選出する。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付則

この規定は、2021年6月3日から施行する。

2021年6月2日 2020年度第3回理事会において決議